

質問書に対する回答

(工事名) 道央自動車道 千歳川橋 (東) 塗替塗装工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>特記仕様書 p. 27 の 22-4-6- (4) では、剥離剤用安全衛生保護具の費用を「監督員と受注者で協議し定めるものとする。」と記載されております。一方、特記仕様書 p. 31 の 23 (1) では、剥離剤用安全衛生保護具の費用は「関連する単価表に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。」と記載されております。</p> <p>特記仕様書 p. 27 の 22-4-6- (4) の協議により剥離剤用安全衛生保護具の費用が別途支払われる場合はあるのでしょうか？</p>	<p>塗替塗装における塗膜剥離剤の使用量や塗膜剥離剤塗布・塗膜除去の回数が想定から変更となる場合は、監督員と受注者との協議を行う場合がございます。</p>

以 上